



鳥取県公報

平成16年 3月 5日(金)
号外第19号

毎週火・金曜日発行

目 次

選管規則	鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則(2)..... 1
	鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部を改正する規則(3)..... 2

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月 5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第62条 略</p> <p>2 市町村の委員会は、前項の規定により選挙公報の送付を受けたときは、遅くとも選挙の期日前2日までに当該選挙に用いるべき当該市町村の選挙人名簿に記載された者の属する世帯(以下「世帯」という。)及びその区域内に所在する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第4項の不在者投票管理者に配布しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により選挙公報を世帯に配布する場合において、その世帯の他の選挙区への移転又は住居の不明等の事由により配布が困難なときは、当該世帯については、選挙公報の配布は行なわない。</p> <p>4 前項の規定により選挙公報の配布を受けなかった世帯に属する選挙人は、第2項の規定にかかわらず、現に居住する市町村の委員会に申し出て選挙公報の交付を受けることができる。</p> <p>5 第2項の規定により選挙公報の配布を受けた不在者投票管理者は、関係選挙人に対し適宜配布し、又は回覧し、若しくはこれを掲示しなければならない。</p> <p>第5号様式の2(第11条の2関係) ポスター掲示場減数協議書 公職選挙法第144条の2第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、同条第2項ただし書の規定により、次のとおり減じたいので関係書類を添えて協議します。</p> <p>年 月 日</p>	<p>第62条 略</p> <p>2 市町村の委員会は、前項の規定により選挙公報の送付を受けたときは、遅くとも選挙の期日前2日までに当該選挙に用うべき当該市町村の選挙人名簿に記載された者の属する世帯(以下「世帯」という。)及びその区域内に所在する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第3項の不在者投票管理者に配布しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により選挙公報を世帯に配付する場合において、その世帯の他の選挙区への移転又は住居の不明等の事由により配付が困難なときは、当該世帯については、選挙公報の配付は行なわない。</p> <p>4 前項の規定により選挙公報の配付を受けなかった世帯に属する選挙人は、第2項の規定にかかわらず、現に居住する市町村の委員会に申し出て選挙公報の交付を受けることができる。</p> <p>5 第2項の規定により選挙公報の配付を受けた不在者投票管理者は、関係選挙人に対し適宜配付し、又は回覧し、若しくはこれを掲示しなければならない。</p> <p>第5号様式の2(第11条の2関係) ポスター掲示場減数協議書 公職選挙法第144条の2第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、同条第2項ただし書の規定により、次のとおり減じたいので関係書類を添えて協議します。</p> <p>年 月 日</p>

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">ポスター掲示場減数協議書</p> <p>鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を下記のとおり減少したいので、関係書類を添えて協議します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">選挙管理委員会委員長 氏 名 印</p> <p>鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ポスター掲示場の法定総数 箇所</p> <p>2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所</p> <p>3 設置するポスター掲示場の総数 箇所</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ポスター掲示場設置計画表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>投票 区名</th> <th>選挙人 名簿登 録者数</th> <th>投票区 の面積</th> <th>法定の 設置数 (A)</th> <th>設置計 画の数 (B)</th> <th>増減 ((B)-(A))</th> <th>世帯数</th> <th>集落数</th> <th>ポスター掲示場 の総数を減じよ うとする理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 「選挙人名簿登録者数」は、その選挙の期日の告示の日の直近において行われた定時登録の直近において行われた定時登録の日現在において当該選挙人名簿に登録されている者の数によること。</p> <p>2 略</p>	投票 区名	選挙人 名簿登 録者数	投票区 の面積	法定の 設置数 (A)	設置計 画の数 (B)	増減 ((B)-(A))	世帯数	集落数	ポスター掲示場 の総数を減じよ うとする理由	略									<p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">ポスター掲示場減数協議書</p> <p>鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を下記のとおり減少したいので、関係書類を添えて協議します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">選挙管理委員会委員長 氏 名 印</p> <p>鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ポスター掲示場の法定総数 箇所</p> <p>2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所</p> <p>3 設置するポスター掲示場の総数 箇所</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ポスター掲示場設置計画表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>投票 区名</th> <th>選挙人 名簿登 録者数</th> <th>投票区 の面積</th> <th>法定の 設置数 (A)</th> <th>設置計 画の数 (B)</th> <th>増減 ((B)-(A))</th> <th>世帯数</th> <th>集落数</th> <th>ポスター掲示場 の総数を減じよ うとする理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 「選挙人名簿登録者数」は、定時登録が行われた日のうち申請をする日の直前の日現在において当該選挙人名簿に登録されている者の数によること。</p> <p>2 略</p>	投票 区名	選挙人 名簿登 録者数	投票区 の面積	法定の 設置数 (A)	設置計 画の数 (B)	増減 ((B)-(A))	世帯数	集落数	ポスター掲示場 の総数を減じよ うとする理由	略								
投票 区名	選挙人 名簿登 録者数	投票区 の面積	法定の 設置数 (A)	設置計 画の数 (B)	増減 ((B)-(A))	世帯数	集落数	ポスター掲示場 の総数を減じよ うとする理由																													
略																																					
投票 区名	選挙人 名簿登 録者数	投票区 の面積	法定の 設置数 (A)	設置計 画の数 (B)	増減 ((B)-(A))	世帯数	集落数	ポスター掲示場 の総数を減じよ うとする理由																													
略																																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

